

運輸業界はCITESのメカニズムを壊すな

運輸業界は、持続可能で資源豊かな野生生物資源の利用を妨げるような間違っただ行動をとってはならないとワシントン条約（CITES）事務局の元事務局長二人が警告している。

元 CITES 事務局長のウィレム・ウィンステッカー氏とユージン・ラボワント氏が連名で国連環境計画（UNEP）関係者や CITES 事務局長及び常設委員会委員、動物委員会議長に宛てた「見当違いの行為から CITES を守れ」と題する 7 月 4 日付け書簡を公表した。以下、日本語仮訳を紹介する。

見当違いの行為からCITESを守れ

我々は、元 CITES（ワシントン条約）事務局長としてここに署名し、昨今の航空会社及び海運会社によるフカヒレ禁輸が、最終的に野生生物と貧しい地域や小さな島嶼国の人々の生活への脅威となることに懸念を表明する。これらの禁輸は航空貨物業界と海運業界を巻き込み、ハンティング・トロフィー、フカヒレ、活きた鳥、実験動物など、合法的に入手された野生生物の標本において蔓延している。

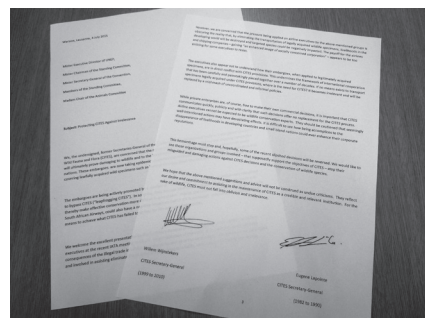
禁輸は、多くのいわゆる「環境団体」により精力的に推進され、意図的に CITES を迂回するよう（CITES の蛙飛び）計算されている。そうすることにより、彼らは野生生物の貿易における国際的な協力を損ない、効果的な保護活動の実

現をより困難にしている。実際に、直近の禁輸を象徴する南アフリカ航空による禁輸が、動物権主義者のために CITES ができなかったことを達成する方法として、（言うまでもなく誤って）描かれることになれば、第 17 回 CITES 締約国会議にも悪影響を及ぼすだろう。

我々は、先の IATA（国際航空運送協会）のマイアミ会合において、ジョン・スキャンロン CITES 事務局長が航空会社の役員に向けて行った素晴らしい発表を歓迎する。野生生物の違法取引が社会、経済そして環境に及ぼす影響及び、航空会社が違法行為の排除に関心をもち、取り組むことの必要性についての彼の発表は明確で正確で説得力のあるものであった。

しかしながら、合法的に入手された野生生物の輸送を排除することが、途上国の生活手段を破壊し、対象生物に悪影響を及ぼすという現実を、上述のような環境団体から航空会社の役員にかけられた圧力により、見えにくくしていることに我々は懸念を抱く。

これらの航空会社役員はまた、合法に入手された生物に禁輸が適用されれば、CITES の条約に真っ向から反するというのも理解していないようである。これは、何十年もかけて、丁寧に苦労を重ねて作り上げてきた国際協力の枠組みを損なうものである。もし CITES の条約の下、合法に入手された生物を輸送する手段がなければ、CITES の必要性はどこにあるだろうか。CITES は道を外し、まとものない非公式の政策の寄せ



集めに置き換えられてしまうであろう。

民間企業が独自のビジネス判断を行うのはもちろん自由であるが、そのような決定が CITES の手続きに取って代わるものではないことを CITES は直ちに公然と明確に伝えることが重要である。航空会社の役員が野生生物の専門家であることは期待できない。一見善意に基づくと思われる行動が破壊的な効果をもたらしてしまうことを彼らに警告する必要がある。途上国や小島嶼国の生活手段の喪失に加担することが彼らの企業としての名声を高めるとは考え難い。

この大出血は食い止めなければならない。願わくは、昨今の軽はずみな決定が覆ってほしい。CITES の目的を支持するはずのこれらの組織や団体が、CITES の決定と野生生物の保護に反する彼らの間違っただ破壊的な行動を止めることを望みたい。

我々は、上述の提案と勧告が不当な批判と見なされないことを望みたい。これらは CITES が信頼に足る、まっとうな機関であり続けることを支援する我々の願いと取り組みを反映するものである。野生生物のために、CITES が忘れ去られ、道を外してはならないのだ。

(署名)
ウィレム・ウィンステッカー
CITES 事務局長 (1999-2010)

ユージン・ラポワント
CITES 事務局長 (1982-1990)

フカヒレ禁輸

2012年に米国環境団体 SeaWeb が香港でインターナショナル・シーフードショーを開催した際の呼びかけにより、キャセイパシフィック航空が自社便でのフカヒレ禁輸とビジネスクラス以上でのフカヒレスープ提供中止を宣言した。また、時を同じくしてシーフードショー参加者の宿泊ホテルだったシャングリラ・ホテルとペニンシラ・ホテルはメニューからフカヒレ料理を外すことを宣言した。

保護団体の新ビジネスモデル

香港でのイベントを端緒とするフカヒレ禁輸及びフカヒレ料理提供中止キャンペーンの成功体験により、多くの環境団体は手を替え品を替え、フカヒレ規制を求めることで多額の寄付金を集めるというビジネスモデルを見つけた。いまや25社以上の航空会社がフカヒレ禁輸を宣言している。主要なキャリアとしては、キャセイパシフィック航空、エミレーツ、アエロメヒコ航空、ニュージーランド航空、フィジー航空、アジアナ航空、大韓航空、カンタス航空、ガルーダインターナショナル、エティハド航空、フィリピン航空、カタール航空、フィンエアー、ルフトハンザドイツ航空、KLM オランダ航空、タイ国際航空、スイスインターナショナルエアラインズ、エアアジア、アメリカン航空などである。

ただし、キャセイパシフィック航空とフィジー航空は部分的なフカヒレ禁輸であるとし、持続可能なヒレは除外するとしている。

このように多くの航空会社が動物権主義者の環境団体による踏み絵「サメ類禁輸」に迎合している。一方で、エールフランスは勇敢にも医学研究のための研究動物の輸送は世界中の医療や科学の進歩に必須だとして、環境団体の度重なる圧力にもかかわらず CITES 対象の実験動物輸送を継続すると宣言した。

海運会社もマースク（デンマーク）に始まり、CMA CGM（フランス）、エバーグリーン、ワン・ハイ（台湾）、ハンジン（韓国）更には商船三井グループの MOL までもがフカヒレ製品の積載を全面的に拒絶する声明を出した。MOL 曰く、「環境や絶滅危惧種保護について懸念が高まるなか、当社は直ちにフカヒレ（製品、原材料、あるいは加工材）の出荷について通商を停止することを公式の政策として強化していく」とホームページ上で宣言した。世界自然保護基金（WWF）香港支部は早速歓迎の声明を発表し、他の海運会社も追従するように呼びかけた。MOL はフカヒレと限定的に明示したが、多くの海運会社はサメ肉あるいはサメ製品を禁輸対象とすると宣言している。

機内販売のサメ由来製品

航空業界や海運業界を巻き込んでいるサメ製品禁輸だが、サメ製品の運送を拒否すると宣言しながら、数多くの航空会社は知ってか知らずか機内でサメ由来の商品を積極的に販売している。機内販売されているスキンケア製品にはサメ由来のコラーゲンやスクワランが多く使用されている。ほとんど

の化粧品にサメ由来の抽出物で化粧品の潤い成分としてのスクワランが100%近く使用されている。美容液、口紅、リップグロス、クリーム乳液、ハンドクリームといった製品になくはない成分である。ごく一部に植物性スクワランが使用されているものがあるようだが、ほとんどはサメから抽出されている。

フカヒレ禁輸というCSRの怪

この禁輸措置はサメを合法的に漁獲して生計を立てている世界の漁業者の生活を脅かし、フカヒレやサメ製品を製造している加工業者や消費者の利益を企業の社会的責任（CSR）の名のもとに一方向的に切り捨てている。フカヒレ禁輸宣言をすることがCSRを高めるという環境団体の宣伝に乗せられてサメ類製品の禁輸を宣言したものの、大根役者よろしく化粧品販売をして馬脚をあらわしているのが航空業界といえよう。環境団体から乱発される免罪符を買い取っただけである。企業のイメージアップには決してつながらない。

企業の社会的責任とは、企業が単に利益を追求するだけでなく、企業活動が社会に与える影響に対して責任をもち、あらゆる利害関係者に対して説明責任を果たしながら、持続可能な社会を実現することだと理解されている。慈善事業や環境団体に対する寄付やメセナ活動を意味するものではない。ある企業のイメージアップを意図したPR活動とも区別されるべきである。

責任ある漁業のための行動規範

1995年12月、日本は国連食糧農業機関（FAO）の協力の下、「食

料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議（京都会議）を開催した。この会議で、「漁業が人類に対する重要な食料供給の役割を担い、かつ、世界各国の国民の社会的・経済的福利を確保するための機能を有する重要な産業である」という京都宣言を出した。この京都会議にさきだて、同年10月の第28回FAO総会で、「責任ある漁業のための行動規範」を採択した。これにより、食料安全保障に対する漁業の貢献の促進を求めると同時に、水産物の貿易を促進し、貿易の障害となる措置を回避するための行動基準を規定した。

責任ある漁業のための行動規範11条に規定されている「責任ある貿易」の項では、水産物の国際貿易は、漁業の持続的開発及び水生生物資源の責任ある利用を害するべきではないとしている。さらに、人間及び動物の生活と健康、消費

者の利益もしくは環境を保護するために各国により採択される水産物貿易上の措置は、差別的であってはならず、また、国際的に合意された貿易ルールで設定された原則、権利及び義務に従うべきであると規定した。

もちろん、これらの規範は各国のとるべき行動基準を設定したものである。しかしながら、サメ製品を含む水産物の国際取引にかかわっている民間の運輸関係業界に対しても「漁業に関連する人々に規範を適用し実施することが奨励される」と責任ある漁業のための行動規範序論のなかで明確に述べている。

差別的な禁輸の解除を

国際法上も国内法上も合法に入手された野生生物、とりわけフカヒレを含むサメ類の国際輸送にあたっては、ワシントン条約の附属

書掲載種でないかぎり、差別的な禁輸措置は直ちに解除されるべきである。

ジョン・スキャンロン現CITES事務局長がIATA総会で表明したことは、野生生物の国際違法取引排除に取り組む航空会社の姿勢を称賛したのであって、合法的に入手された野生生物の責任ある利用と適正な国際取引を運輸会社は妨げてはならない。

今後のCITES会議においてCITESと運輸業界の問題が大きな議題として取上げられていくことだろう。行き過ぎた環境保護主義により野生生物に対する民間企業の禁輸が適用されれば条約が積み上げてきた国際協力の枠組みが崩壊する。人類に食料を供給し、貧困と飢餓を根絶しようとしている漁業の重要性が損なわれてはならない。

第3回GGT定時総会、開催される



6月10日に、赤坂の三会堂ビルにて、一般社団法人自然資源保全協会第3回定時総会が開催されました。議長は石川代表理事が務め、議事が進行しました。冒頭の挨拶で、石川代表理事は、和歌山県太地町のイルカを入手禁止とした日本動物園水族館協会の対応に触れ、「イルカ漁は日本の法令に従って行われており、投票だけで世界動物園水族館協会の要求を受け入れたことは残念。気概をみせてほし

かった。動物権を主張する環境保護団体は、真の環境保全とは全く異なるものであり、GGTは科学的見地からしっかり対応していきたい。」と述べました。続いて、議長から来賓が紹介され、来賓を代表して太田慎吾水産庁増殖推進部漁場資源課課長は、「資源の持続的利用を目指し意見する人もいるが、過度な予防的措置を主張するなど、実行不可能な話であったりして、双方が咬み合わないことがある。GGTにはそうした双方のギャップを埋めていく活動に期待したい。IUCN総会、ワシントン条約締約国会議、生物多様性条約会議と、3つの重要な環境関係の会議が開催されるが、すでに前哨戦は始まっております。GGTには頑張ってもらい

たい。」旨、挨拶がありました。

この後、決議事項の議案について審議に入り、第1号議案 平成26年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書及び付属明細書承認の件（監事監査報告を含む）、第2号議案 平成27年度年会費の額並びにその納入方法について、第3号議案 平成27年度役員報酬の件、第4号議案 役員の選任に関する件、全議案は満場一致で承認されました。

続いて、事務局から報告事項、平成27年度事業計画書および収支予算書の説明をした後、議長はそこで一旦議事を中断し、理事会開催を促し、第7回理事会が別室で開催されました。理事会終了後、定時総会が再開され、議長は、代

表理事に石川賢廣氏、副代表理事に谷口肇氏、業務執行理事に宮本俊和氏が選出された旨、報告がありました。全議案の審議及び報告が終了したので、定時総会は終了しました。

一般社団法人自然資源保全協会役員名簿

区 分	氏 名	備考
代 表 理 事	石 川 賢 廣	
副 代 表 理 事	谷 口 肇	
業 務 執 行 理 事	宮 本 俊 和	
理 事	石 井 信 夫	
理 事	香 川 芳 子	
理 事	重 義 行	新任
理 事	田 中 要 範	新任
理 事	中 前 明	
理 事	畑 中 寛	
理 事	山 下 潤	
理 事	吉 本 憲 充	新任
監 事	小 坂 智 規	
監 事	芳 田 誠 一	

平成27年度事業計画書(骨子)

I. 広報普及活動

自然資源の保全とUNCEDにより採択された「持続可能な発展」に関する正しい情報の提供、実状の理解促進のための普及活動を会

員、一般大衆及びマスコミに対して実施する。

(1) 講演会・国際会議等の開催：来年10月に開催が予定されるワシントン条約第17回締約国会議(CITES CoP17) 附属書掲載提案に関する各国の動向についての情報を的確に収集し、生物資源の持続可能な利用を推進する講演会や意見交換会を国内各地で開催する。

ワシントン条約対策事業の一環として、地中海沿岸諸国の水産政策担当者や宝石珊瑚業界関係者を集めて国際野生生物管理連盟(IWMC) と連携したCITES ワークショップを今秋開催する。

(2) 会報等の発行：会報としてニュースレターを4回発行する。

II. 資源情報調査活動

平成27年度は、国の委託事業として「水産資源持続的利用国際動向調査事業」に継続して取り組み、我が国漁業におけるサメ類の漁獲並びに海鳥及び海亀等の混獲の現状及び国内外の動向を調査・分析する。国際動向調査の面では、CITES や生物多様性条約(CBD) 等の環境関連条約における国際会議の動向・各種提案の背景及びそ

の妥当性の詳細な調査・分析や、それらが与える漁業活動への影響の評価を調査する。

国の補助事業は「国際漁業連携強化・操業秩序確立事業のうち国際漁業連携強化事業」において、我が国漁船の海外漁場での操業を確保するため、主要国の漁業政策、地域漁業管理機関(RFMO)、環境NGO、環境保護国及びその影響を受けやすい国等の動向等の国際漁業に関する情報収集・分析、漁業関係者への情報提供を行う。

さらに、民間受託事業として「象牙原料資源調査」、「宝石珊瑚ワシントン条約対策事業」を実施する。

III. 国際会議等への参加および海外交流活動

(1) 国際会議等への参加：諸外国のNGO主催の環境関係会議に対し必要に応じて代表を派遣し、また環境に関する多国間会議にもオブザーバーまたは政府顧問として参加する。

(2) 海外NGOとの協力：自然資源の保全と持続可能な利用に取り組んでいる海外のNGOの代表が来日する機会を捉え、意見交換をおこなう。また、志を同じくする海外のNGOと協力関係を確立するとともに、連携を強化する。

収支予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(単位千円)

科目	当年度
1. 経常増減の部 (経常収益)	
会費 収入	20,800
事業 収入	28,012
補助金等 収入	25,896
経常収益・計	74,708
(経常費用)	
事業費	57,908
管理費	17,390
経常費用・計	75,298
当期・経常増減額	▲ 590
2. 経常外増減の部 (経常外収益)	0
(経常外費用)	2,200
当期・経常外 増減額	▲ 2,200
当期・一般正味財産 増減額	▲ 2,790



あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会(GGT)は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしております。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。下記までご連絡ください。

年会費 個人正会員 1口 1万円/法人正会員 1口 10万円

個人賛助会員 1口 2千円/法人賛助会員 1口 5万円

お問い合わせ・お申し込み/ 自然資源保全協会(GGT)

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-2-8 赤塚ビル3F Tel 03-5835-3917 Fax 03-5835-3918